

名護市教育委員会議事録

会議名	第 382 回名護市教育委員会臨時会議			
開催日時	令和 5 年 5 月 23 日 (火) 開会 16:00 閉会 16:30			
開催場所	名護市第 2、第 3 委員会室 (3 F)			
出席者	教育長 委員 委員 委員	岸本 敏孝 大城 享 宮城 恵次 松田 由絵	教育次長 (教)総務課長 学校教育課主幹兼学校指導係長 地域経済部参事兼地域力推進課長 地域協働係長 地域人材育成係長 地域人材育成係主査 教) 総務係長	岸本 尚志 玉城 利和 宮里 琢也 吉田 正志 島袋 一平 平川 洋一郎 玉城 健雄 大城 志野 ほか担当職員
欠席者	委員 (教育長職務代理者) 大城 千代子			

1 議案

議案第 20 号 令和 5 年度名護市一般会計補正予算 (教育費予算 (補正第 2 号)) の要求について

2 内容

・議案第 20 号 令和 5 年度名護市一般会計補正予算 (教育費予算 (補正第 2 号)) の要求について

(教育委員会総務課長より議案説明)

委員：参考までに、今回大きい額の指定寄付金ということだが、例えば地域から学校に「図書等を購入してください」ということで数万～数十万円程の寄付金をいただく場合があるが、その場合も、このような流れで行うことが正式な手続きになるのか。寄付金をいただいた場合、図書を購入後に、図書館に棚を設けて「誰からいただいた寄付金でこの図書を購入しました」と児童生徒にお知らせをし、保護者には学校だよりで報告して処理されていることが多いと思うが、本来はこういう指定寄付金の形を取るのが正式な手続きになるのか。

教) 総務課長：この後の学校教育課の補正とも関わってくるが、委員のおっしゃるように、寄付金をいただいた時にすぐに使途が決まっていて、歳出をすぐに組めるような状況であれば、歳入で指定寄付金として受け入れて、歳出も図書購入で組み、すぐに予算化を行う。ただし今回の場合は、学校は 2 年前に寄付金をいただいたが、すぐに使用できず、2 年後の名護中学校の 75 周年事業の時に活用したいということだったため、一旦こども夢基金に受け入れておき、必要な時に取り崩して使うということで、こども夢基金への積立となっている。

委員：数万円の寄付の場合でも、教育委員会へ報告して予算化する流れを組むべきであり、学校内で処理されているという方法は望ましくないということか。

教) 総務課長：運用上は PTA 予算であったり、学校として柔軟に購入しているが、本来のあり方は一旦市に報告し予算化する流れとなっている。

委員：PTA 寄付等の帳簿には記録してはいるが、このような流れを組んだ上で処理しないといけないということか。

教) 総務課長：直接学校へ寄付する場合は学校内の処理が円滑な対応になると思うが、寄付者によっては、税の控除等を希望される方もいる。そのような場合、市を経由して公の予算として手続きを行えば、寄付者に税控除の証明書も発行されるため、そこは寄付者の意向も踏まえて手続きを行う必要がある。

委員：プール管理委託料について、管理委託というのはプールの修繕が終わって今年から使用するため、その管理ということだと考えるが、今まででは学校の先生方が水質管理や掃除をしている印象であったが、どのような形で管理していくのか。また、本予算で管理を行うことで、突然の修繕等を抑えられるのか。

教) 総務課長：この予算でいうところの管理という意味は、施設の維持・管理ではなく、授業の前の水質検査や掃除等、授業をスムーズに行うための管理である。また、授業の時に先生のサポートとして、生徒の安全確認の補助の役割もある。

(学校教育課主幹兼学校指導係長より議案説明)

委員：以前は学校で、図書費を集めていた時代があったと思う。教育委員会で図書費の予算はあるのに、現在も学校内で図書費を集めてその費用で購入しているという学校もあるのか。

学校教育課主幹兼学校指導係長：現在も徴収している学校はある。教育委員会で図書購入費として予算を充てていて、その予算を減らさないようにしているが、学校からは足りないという声も受ける。しかし、どの程度不足しているのかというのも、正直なところ、事務局側で見えないような状況である。

委員：地方交付税で図書について国からの割り振りがあるのではないか。それを請求するためには、学校の図書も整理して、不足している図書を洗い出す必要があると思うが、あまり上手くいっていない状況に感じる。以前は、帳簿上では学校図書は満ち足りているというような形になっており、地方交付税を割り振れないということもあった。そこを学校もしっかりと整理して、古いものは処理して新しいものを入れるような作業を行わないと、もらえるべきものがもらえないということが起こる。以前まではこのようなことが多くあったが、現在の学校の状況はどうなのか。

学校教育課主幹兼学校指導係長：その整理も難しく、委員のおっしゃる通り、蔵書率及び充足率は、古くて読めないような本も捨てていなければ、それも1冊として数えられるので、形上は足りているということになる。一方で、きちんと更新をかけて捨てるべきものは廃棄して、充足率が足りないという学校もある。その辺を判断できる人材が事務局内におらず、そこが見えない部分である。

委員：図書の蔵書の確認をするというのは厳しいと思うが、検討いただき、教育委員会と学校でお互いの状況を把握できるようになっていただきたい。

(地域経済部参事兼地域力推進課長より議案説明)

委員：備品購入の助成事業はあるが、これはどのくらいを備品というのか。例えば、公民館が55施設ある中でそんなに助成額が充てられない公民館もあると思う。その中で備品を一度事業助成したら、残りの備品は満ち足りていく状態になると思う。それよりも空調等の建物施設の整備の方がお金かかりそうなのですが、これは備品だけが対象なのか。事業内容について、説明いただきたい。

地域協働係長：今回のコミュニティ助成事業の内容につきまして、久志支部区長会が13区まとめて申請したものについては、イス、台車、プロジェクター、イベント等で使用するワイヤレスマイク、作業に使う草刈り機、チェンソーがある。中山区は、壁掛けのエアコンとか扇風機、液晶テレビ等、申請があったものについて認められている。クーラー設備等も各公民館で申請してもらい、当課で審査するのではなく、一旦コミュニティ助成事業にあげて、県を通して申請を上げてもらい、そこから決定したものについて、交付決定になる。

委員：ある程度の備品を申請しておいて、認められる場合もあるということか。

地域協働係長：その通りである。

委員：この事業に申請する支部について、昨年は輪番で各字、各区を回っていたのか、それとも区長会で決めていたのかを確認したい。

地域協働係長：名護支部、久志支部などの5地区で、支部ごとに申込みを行う方針で過去に話し合いがされており、5年に一度、地域の要望を出してもらっている。今回は支部がまとめて出しているが、それ以外のところで、各区毎に地域で出すことも可能としている。5年前に地域を割り振るということで区長会の皆さんのが過去に話し合いをしているため、現在は5年毎のものになっている。年度によっては、追加募集があるため、その時にまた募集をかけて別の形で出してもらうことになる。

委員：5地区すべてがコミュニティ助成事業に提出して決定という流れの認識でよいか。

地域協働係長：5地区が5年毎に回って来るが、その中で出していただいたものを、当課でまた申請経路を経由してコミュニティ助成事業に申請し、決定していく。その中で各地区の支部でまとめてではなくて各支部でいくつか提出してもらうという流れである。

委員：5地区すべての意見が毎年通るわけではないということか。

地域人材育成係主査：令和4年度は名護、令和5年度の今回は久志である。

委員：それが輪番なのか。

地域人材育成係主査：その通りである。

(採決の結果、議案第20号は原案のとおり承認)

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏彦

作成職員 清波古賀梨